

Q & A 「八戸市被災者定着促進事業賃貸住宅定住補助金」

Q 1 予算の範囲内で交付するとあるが、交付決定後でも却下することがあるのか？

A 1 予算の有無については、交付申請の段階で判断しますので、交付決定後に予算の都合で却下されることはありません。なお、申請は先着順となります。(建築住宅課窓口の到着整理番号順)

Q 2 親族が新規に契約した借家に転居するが、転居後の世帯構成が、

- ① 契約者 (被災者ではない)
- ② ①から見て三親等の親族 (被災者)
- ③ ②の子ども (①から見て四親等の親族、被災者)

の3名の場合、補助金額はどうか？

A 2 契約した親族と三親等以内の者が被災世帯の中にいれば、三親等に入らない被災者が同一世帯として同居する場合も、補助対象者として補助金額を計算します。(例の場合、被災者が2人以上の世帯として16万円を補助)

Q 3 被災当時は単身であったが、被災者以外の者と結婚して、賃貸住宅に入居(同居)することになった。補助金額はどうか？

A 3 賃貸住宅への入居としては2人世帯であっても、被災者は1人ですので、12万円の補助となります。

Q 4 公営住宅に一時入居し、そのまま正式に入居したが、補助対象とならないか？

A 4 公営住宅等への一時入居は対象となりませんが、正式入居した時点で生活の本拠としての定住と認められますので、補助対象となります。

Q 5 市外の賃貸住宅に転居するが補助対象とならないか？

A 5 転居先が市内の場合のみ補助対象となります。被災場所及び一時入居先は市外でもかまいません。

Q 6 土地の賃貸借契約を結んで自宅を建てた場合は補助対象となるか？

A 6 補助対象は住宅(建物)を賃貸した場合のみですので補助対象となりません。

Q 7 他の移転補助金の対象者だが、そちらを申請しない場合補助対象となるか？

A 7 他の補助金等の対象となる場合は、本補助金の対象となりません。例えば民間賃貸住宅への転居で、生活再建支援制度の加算支援金の対象となる場合は申請できません。（そちらを申請した方が金額的にも有利です）

Q 8 他の移転補助金等の対象となっている場合は交付しないとあるが、調査するのか？

A 8 他の移転補助金等の対象となっていないことを確認するため、交付申請時にその旨誓約していただき、さらに市が必要に応じて調査することに同意していただきます。（交付申請書（第1号様式）中にその旨の記載がございます。）これに基づき、市は必要に応じて調査を行い、申請資格の有無を判断した上で、交付または不交付を決定します。なお、補助金交付後に他の補助金等の対象となっていることが判明した場合には、返還を求めることとなります。

Q 9 無利息の生活資金を借りて転居費用にしたが補助対象となるか？

A 9 借入金は移転補助金等ではないので、無利息であっても補助対象となります。

Q 10 借家で被災したが大家が解体しない場合、補助対象とならないのか？

A 10 借家の場合は被災者自身の意思で解体が不可能であるため、大家が解体しない場合は、住めない状態であれば（現地調査等で確認します）補助対象とします。

Q 11 借家で被災している場合も、建物の滅失が確認できる書類は必要か？

A 11 借家で被災している場合でも、(Q10のようなケースを除き) 書類を提出いただくのが原則です。大家さんより写しを入手してください。なお、借家で被災したことがり災証明書等で確認できない場合は、借家であることが分かる書類(賃貸借契約書など)の提出を求める場合があります。

Q 12 被災住宅は滅失したが、建物の滅失が確認できる書類がどうしても用意できない。

A 12 書類を提出いただくのが原則ですが、事情によりどうしても用意できない場合は、その他の手段で建物の滅失を確認します（滅失後の写真の提出、職員による現地確認など）。

Q 13 被災した自宅を解体予定だが交付申請できないか？

A 13 解体が完了してから交付申請してください（申請時に解体を証明する書類の添付が必要です）。ただし、解体できない特段の理由がある場合には申し出てください。

Q14 令和4年3月に賃貸借契約を締結し、令和4年4月1日に入居したが、補助対象と
ならないか？

A14 賃貸借契約及び入居は令和4年3月31日までに行う必要がありますので、補助対象
となりません。

Q15 実際に支出した転居費用が補助金額より少なかったが、返還する必要があるのか？

A15 本補助金は、転居費用だけでなく新たな住宅での生活費等の一部として交付します
ので、返還の必要はありません。逆に転居費用が補助金額より多い場合でも、追加補
助は受けられません。

Q16 転居先の住民票上の世帯を分離しているが、補助金はそれぞれ申請できるのか？

A16 賃貸借契約は一つですので、それぞれ申請することはできません（一つの世帯とし
て申請いただきます）。

Q17 別々の一時入居先にいる被災者同士が新たに賃貸住宅で同居する場合、補助金はそ
れぞれ申請できるのか？

A17 賃貸借契約は一つですので、それぞれ申請することはできません（一つの世帯とし
て申請いただきます）。

Q18 一時入居中の世帯が分離して別々の賃貸住宅に転居する場合は、補助金はそれぞれ
申請できるのか？

A18 原則、分離した世帯それぞれが申請することはできません（いずれかのみを補助対
象とします）。ただし、同一世帯として転居できない理由（市長が認めるもの）がある
場合は、別世帯として補助申請可能です。

Q19(1) 一時入居中の世帯が分離して、一方は住宅を再建（新築、購入または補修）し、
もう一方は賃貸住宅に定住することになった。前者が住宅の再建時に関連する補助金
や生活再建支援制度の加算支援金を受給していた場合、後者は本補助金に申し込めな
いのか？

Q19(2) 住宅を再建（新築、購入または補修）して世帯で一緒に住んでいたが、その後事
情により世帯分離し、何人かが賃貸住宅に定住することになった。住宅の再建時に関
連する補助金や生活再建支援制度の加算支援金を受給していた場合、賃貸住宅に定住
した者は本補助金に申し込めないのか？

A19 住宅の再建時に関連する補助金等を受給したかどうかに係らず、原則、補助対象外

となります（再建した住宅と一緒に定住するのが自然と考えられるため）。ただし、同一世帯として定住できない理由（市長が認めるもの）がある場合は、別世帯として補助申請可能です。

Q20 被災住宅を売却や賃貸している場合でも補助対象となるか？

A20 住居として売却や賃貸している場合は、補助対象となりません。

Q21 賃貸借契約を解約した場合、補助金を返還することになるのか？

A21 補助の目的は、生活の本拠となる定住先への移転経費等ですので、新たに住宅を再建するため住宅再建に関連する補助金を受ける場合や1年以内に解約した場合は、補助金の返還を求めることとなります。例えば、自宅を建築するために一時的に賃貸住宅へ入居する場合などは補助対象となりません。

Q22(1) 被災者1名で賃貸住宅に定住し12万円の補助を受けたが、その後1年経たないうちに、他の自治体へ出稼ぎに出ることになった。補助金を返還しなければいけないのか？

Q22(2) 被災者2名で賃貸住宅に定住し16万円の補助を受けたが、その後1年経たないうちに、1名が他の自治体へ出稼ぎに出ることになった。補助金の差額（16万円－12万円＝4万円）を返還しなければいけないのか？

A22 出稼ぎの場合は、退去を伴わず、生活の拠点が変わっていないと見なせる場合（時々元の家に戻っている、同居人が引き続き住んでいるなど）は、返還を求めません。

Q23 公営住宅に入居し、建物賃貸借契約書は取り交わしていないが、どうしたらよいか。

A23 公営住宅に入居した方は、民間の賃貸住宅のような賃貸借契約書は取り交わしていないため、代わりに、入居の決定や承認、許可などに係る自治体からの通知の写しを提出いただきます。

Q24 交付申請の添付書類に、市営住宅入居の手続きで提出した書類がいくつかあるが、改めて提出しなければいけないのか？

A24 市営住宅入居者であれば、既に提出いただいた書類については、改めて提出いただかなくても結構です。（転居後の住民票の写しは、全員が提出済。建物の滅失が確認できる書類は、災害公営住宅入居の方で、り災区分が大規模半壊または半壊の方は全員提出済。）

- Q25** 借家に住んでいて被災したが、大家さんの名前や住所を失念してしまった。
- A25** 借家で被災した場合、申請書類の「被災住宅の所有者」欄には、大家さんの名前や住所を記入することになります。失念された場合は、借家で被災したことがり災証明書等で確認できるならば、分かる範囲の記入で構いません。
- Q26** 東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）に伴い政府から避難指示を受け、入居資格を得て八戸の市営住宅に転居した。り災証明書が発行されたわけではないが、この補助金の対象になるか？
- A26** 原発事故に伴い政府から避難指示を受けた方（以下「原発避難者」という。）は、そのことを確認できる書類（当該自治体が発行した被災証明書など）の写しを、り災証明書の代わりに用います。市営住宅入居者の方で、入居手続きの際に提出いただいている場合は、改めて提出する必要はございません。
- Q27** 原発避難者のため、被災住宅の解体が事実上不可能である。
- A27** 原発避難者の場合は、避難指示が解除されない限り被災住宅のある地域への立入りが制限されるため、要綱第2条第1項第1号のただし書き（特段の事情があると市長が認めたとき）に該当します。ただし、将来避難指示が解除された後に被災住宅を解体することを原則とさせていただきます。
- なお、原発避難者で、既に当該地域の避難指示が解除されている場合は、上記ただし書きには該当しないので、被災住宅を解体してから申請するのが原則です。
- Q28** 要綱第2条第2項第7号の「東日本大震災による住宅の被災又は原発事故による被災を賃貸住宅への定住の直接の動機としない」とはどのような場合を指すのか。
- A28** 例えば、結婚・就職・独立など、被災と直接関係のない理由だけで転居する場合は、対象になりません。